

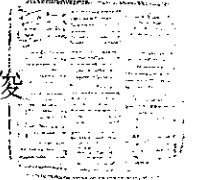


別紙様式第2号（第3関係）

平成30年4月26日

奈良市議会議長 北 良 晃 様

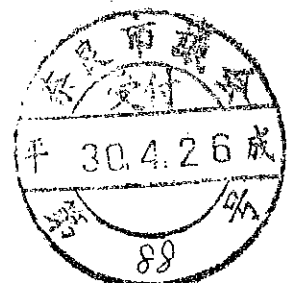
回答者 奈良市教育長 中 室 雄 俊



文 書 質 問 回 答 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

| | |
|------|---|
| 質問事項 | <p>市政運営について</p> <p>2、奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正の要否について</p> <p>平成29年4月26日に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）を改正する法律（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）が公布され、平成30年4月1日から施行された。</p> <p>これに先立って、奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例のうち、第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める必要があったものと思料するが、未だに執行機関からそのための条例改正に係る議案が提案されていない。</p> <p>改正法が成立してから1年近くもの期間が経過し、施行日も経過しているにもかかわらず、条例改正に係る議案が提案されていない理由を伺いたい。</p> |
|------|---|



| | |
|------|---|
| 回答内容 | 本市においては、認定こども園に関する事務は市長部局で担当していることから、回答は市長からされることとなります。 |
|------|---|

(担当部局：教育委員会事務局 教育総務部 教育総務課)

| | |
|-----|------------|
| 受理日 | 30年 4月 26日 |
|-----|------------|